

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
大学院生研究
2008年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院		法学研究科	法学政治学 専攻
指導教員	所属・職名		氏名	
	法学部・准教授		原田昌和 印	
自然・人文の別	自然	・ <u>人文</u>	個人・共同の別	<u>個人</u> ・ 共同 名
研究課題名	フランス契約責任における不可抗力 (force majeure) の基礎的考察			
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名	
	法学研究科・法学政治学専攻・3年		石川達雄 印	
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名	
研究期間	2008	年度		
研究経費	200	千円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、フランス契約責任における不可抗力の要件論を考察するものである。フランスにおいては、伝統的に三要件（外部性・予見不能性・抵抗不能性）が要求されてきたが、近時は、それに対して批判的なものが多い。そこで本研究では、各要件が担ってきた役割を分析することで、不可抗力が認められるための要件を明らかにすることを試みた。それによれば、外部性は一般的な射程を有するものではなく、予見不能性も不履行のリスク分配を確定するための指標としては固有の役割が認められるが、それは不可抗力概念の問題ではない。抵抗不能性は不可抗力の本質的要件と考えられるが、様々な要素を含むものであり、より具体的に考察する必要がある。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[不可抗力] [契約責任] [フランス法]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、我が国の契約責任論を検討する前提作業として、母法の一つであるフランス法の契約責任における不可抗力概念、とりわけその要件を明らかにすることを試みるものである。

フランス法においては、契約責任における免責事由として、「債務者の責めに帰することのできない外部原因」(フランス民法典 1147 条)と「不可抗力または偶発事故」(同 1148 条)が規定されている。そして、不可抗力と偶発事故は同じものであると考えられ、通常は、免責事由として不可抗力が考察の対象とされる。ところが、フランス民法典において、不可抗力の定義はされておらず、その要件は判例および学説の解釈に委ねられている。

その要件については、伝統的に外部性(extériorité)、予見不能性(imprévisibilité)、抵抗不能性(irrésistibilité)の三要件が競合的に要求されてきたとされる。しかし、その伝統的三要件は、それ自体必ずしも貫徹され続けていたわけではないが、1990 年代に入るとフランス破毀院第一民事部によって否定され、学説においてもそれを支持する者が増え始めたために、判例・学説は混乱状態に陥っていくことになる。とりわけ、予見不能性および外部性について、その要否が争われてきた。しかし、そこでの議論は、それらの要件の意味が対応していない場合もあり、各要件の要否を論じるだけでは十分ではないと思われる。このような混乱状況に終止符を打つべく 2006 年 4 月 14 日に出された破毀院全部会判決も、その目的を果たすことが出来ず、むしろその判決の解釈を巡る争いを引き起こした理由の一つはそこにあると考えられる。そこで、各要件の中身を具体的に分析していくことが前提作業として必要となるだろう。それはまた、抵抗不能性を論じる場合にも有益である。なぜなら、抵抗不能性については、それが要求されることについては争いが無いものの、その内容については、必ずしも統一されていないように見受けられるからである。こうして、各要件の具体的な中身の分析が、本研究にとって、重要な課題となる。

まず、予見不能性についてであるが、これはその言葉通り、ある事象が契約締結時に予見不可能であったことを意味する。この要件は、「予見不能性は予見することができないということである。ところで、発生し得ない事象だけが予見不能である。したがって起こり得るあらゆる事象は予見不能ではない。」という三段論法によって、免責が事実上不可能なように解釈がなされることもあったが、アントンマッテによれば、抽象的な可能性(possibilité vague)ではなく、相当な蓋然性(probabilité sérieuse)として現在では理解されているとされる。この予見不能性に対しては、それが要求される理由として、大きく分ければ三つのものが存在する。第一は、その事象が予見可能であれば、何らかの措置によって、その事象ないし不履行を回避できたということを理由とするものである。第二は、契約締結時に履行を妨げ得る事象を予見することができた場合には、契約締結上の過失が存在すると理解するものである。第三は、契約締結時に履行を妨げ得る事象が予見できた場合には、債務者は不履行のリスクを引き受けたと理解するものである。第一のものについては、予見可能であっても、適切な措置によってその事象が回避できない場合があること等から、独立の要件として要求することについて批判が多い。この意味の予見不能性は、抵抗不能性ないし回避不能性(inévitabilité)を判断する際の基準として機能するにとどまることが今日では承認されているものと言える。破毀院第一民事部が不要としてきたのも、多くはこの意味での予見不能性であったと考えられる。第二のものについては、不可抗力が否定される場合には契約不履行に基づく損害賠償が請求されることになるのであるが、契約締結上の過失と因果関係のない損害についてまで責任を負わされることになってしまうという批判が挙げられよう。この見解は、ラドゥアンやドゥモグによって採られていた見解であるが、支持者は多くない。第三のものは、予見不能性をリスク分配の基準とするものであり、今日でも有力に主張されているものである。しかし、ヴィニーによって指摘されてきたように、この意味での予見不能性は、不可抗力の存在自体に関わるものではなく、免責という効果の有無について関わるものではないかとの疑問も残る。そのような問題はあつたものの、予見不能性が独立の意味を有するのは、第三の意味においてであろう。

次に、外部性要件については、今日では不要とする見解が大半を占めている。その理由としては、第一に、外部性の対象が一定していないこと、第二に、外部性要件によって免責が否定されると考えられてきた債務者の病氣も今日では不可抗力になり得ること、第三に、外部性要件は歴史的に見て責任の客観化という特殊な文脈によって要求されてきたものであって一般化できるものではないこと、などが挙げられる。第一のものについては、外部性の対象が、債務者の用いた物、人、あるいは債務者自身などと一定していないため、その正確な理解が困難であることが指摘されている。第二のものについては、2006 年の破毀院全部会判決が債務者の病氣を理由に不可抗力免責を認めたことから明らかであろう。第三の指摘は、以下のような内容である。すなわち、外部性要件は、1892 年にエクスナーによって提唱され、その後はブルグワンを筆頭に科学学派によっても支持されたものであるが、彼らはフランス実定法の中に、危険理論念を持ち込むために外部性要件を援用したという経緯がある。そして、その後も外部性要件が用いられてきたのは、他人の所為に基づく責任、物の所為に基づく責任といった場合がほとんどである。例えば、フランスにおいて初めて他人の所為に基づく契約責任という概念を論じたベッケは、外部性の欠如を根拠に、債務者の責任を

研究成果の概要 つづき

肯定した。確かに、フランス民法典 1147 条は「外部原因」を規定しているため、外部性要件を維持することは条文解釈として可能であるようにも見える。1147 条の起草過程からは上記のような意味での外部性要件は読み取れず、同条が意味しているのは、ラドゥアンやアンリ＝レオン・マゾーらによれば、債務者に帰責できない (non imputable) 場合には債務者にとって外部であるという程度の意味しか有しておらず、そうだとすれば、その意味での外部性は、抵抗不能性要件と同列に論じられるようなものではなく、むしろ、他の要件が備えられている場合の結果であるとも言える。したがって、これもまた、不可抗力概念に内在する一要件は言えないであろう。また、外部性が独自の意味を有するとすれば、それは、債務者が責任を負っている物あるいは人の所為を免責事由として主張できない、という意味においてであるが、それは不可抗力の要件というよりも、他の責任原理に基づいて免責が制限されるという意味で、不可抗力の効果に関するものであると言えるだろう。

最後に、抵抗不能性に関してであるが、この要件自体の必要性については、否定され得ない。そのことは、不可抗力が、「何人も不能に拘束されることなし (Impossibilium nulla obligatio)」を根拠としていることから正当化される。しかし、この要件も、その具体的な中身については、多義的な部分が存在する。ここでは、抵抗不能性を含んでいる内容を、アントンマッテの分析に従って、三つに分けて考えることにしたい。第一は、事象によって履行不能が生じたことであり、不能性 (impossibilité) と呼ばれる。第二は、事象がその発生時において回避することができなかつたということであり、回避不能性と呼ばれる。第三は、事象が発生した場合、その発生中にその事象に対して抵抗できないことであり、狭義の抵抗不能性 (irrésistibilité stricto sensu) と呼ばれる。そして、これら三つは、事象の発生前、発生中、発生後における債務者の行為態様の評価に対応している。

まず第一の不能についてであるが、これは、事象の発生後に関するものである。そして、履行困難では十分ではなく、絶対的不能を意味するとされている。これは、少なくとも註釈学派の時代から認められてきたし、また、フランスにおいては、予見理論が一般的に否定されていることから理解できる。この要素が、第二、第三の要素と区別される理由は、第二、第三の要素を有していても、履行不能にはならない場合があり、また、履行不能となっても、第二、第三の要素を有していない場合も存在するからである。

次に、第二の回避不能性は、事象の発生前に関するものである。事象があらかじめ回避できるものであったのに、回避しなかつた場合には、その発生中に抵抗不能であっても、不履行は債務者に帰責できるものと考えられる。これは、強盗の場合を考えれば分かりやすい。強盗は、事前のセキュリティ等によって、発生そのものを回避することは可能な場合もあるが、一旦制圧されてしまえば、一般的には抵抗不能であると考えられる。このように、二つの要素の判断が一致しない場合が存在するところに、これらを区別する理由が存在する。ところで、予見不能性の一つの機能として、抵抗不能性または回避不能性を判断するための指標を挙げたが、アントンマッテの理解を前提とすれば、回避不能性の指標ということになる。

第三の狭義の抵抗不能性は、事象の発生中に関するものである。これは、仮にその事象が回避できなかつた場合においても、事象の発生中に適切な措置により、その影響を無力化することができるのであれば、それをしなかつたことにより不履行が生じた場合、やはり債務者に帰責できるものと考えられることによる。

以上のように、伝統的三要件と呼ばれるもののうち、予見不能性と外部性は、不可抗力概念に内在的なものではないと考えられるし、抵抗不能性もその内容を子細に検討すれば、上述のように三つの要素が抽出される。不可抗力概念を、ある事象それ自体と考えるか、免責の効果を持つものとするかによって、その要件は異なり得るが、不可抗力を、アントンマッテの言うように、回避不能で、抵抗困難であり、履行不能をもたらす事象と解した上で、そのような事象であっても、その事象に対して責任を負わなければならない場合 (外部性の問題)、また、不履行になるリスクを冒して契約した場合 (予見不能性の問題) については、不可抗力は存在するが、免責が認められないという意味で、その効果に関するものであると考えることができるように思われる。

最後に、2006 年の全部会判決とその後の展開について簡単に触れておきたい。2006 年の全部会判決では、予見不能性と抵抗不能性が明示されたが、それが予見不能性を不可欠のものとしたのかどうかについては、理解が分かれていた。もっとも、その後、予見不能性を不要としてきた第一民事部判決が、従来の立場を変え、2008 年 10 月 30 日に「契約締結時における予見不能性、履行時における抵抗不能性を有する事象だけが不可抗力事象を構成する」という立場を明らかにした。そのため、今後は、予見不能性を要求した上で、その意味が問われることになるだろう。そして、以上の検討からすれば、それは、不可抗力の存在自体ではなく、免責の効果に関する要件であり、予見可能である場合には、そのリスクを債務者が引き受けたものと解釈することが適切であると考えられる。この意味での予見不能性は、テレのグループによるフランス債務法改正草案 100 条においても提示されており、今後はこのような方向で議論が進められて行くであろう。

※ この (様式 2) に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書 (A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式) を添付すること。